

研究ノート

## 被差別部落の起源に見る「旃陀羅が子なり」の一考察(Ⅱ)

鶏内泰寛

### 序

『被差別部落の起源に見る「旃陀羅が子なり」の一考察(Ⅰ)』では、日本古代の奴隷制度から、日蓮聖人在世の鎌倉時代までの穢多という言語の発生を考察してきた。ここで注意頂きたいのは、日蓮聖人在世までに穢多という言葉の成立があったことは認められるが、社会的身分制度としての明確な規定はなかったことである。つまり、穢多が最下層の身分として法制化の下に規定されるようになるのは、江戸時代まではみられないということである。この時代に於いて、農民のみが食料である五穀の供給者であり、国費を支弁する納税者であり公民であった。それ以外の肉や魚などの副食料は「お添え」であり、その生産者は、農民から主食である五穀を乞う以上、公民とはみなされなかった。鎌倉時代に於いては、穢多という言葉も濫僧、非人、乞丐、清目などと同様に賤民の一つとして把握された。それ故、『被差別部落の起源に見る「旃陀羅が子なり」の一考察(Ⅰ)』の「日蓮と旃陀羅」の項における日蓮聖人の中で「穢多＝旃陀羅」という意識があった」とした部分に於いては、身分制度を含んだものとしての誤解を与えかねない表現であったと省みて、訂正、補足するものである。

さて、ここでは、室町時代から明治維新までの穢多阻害に対する社会変動を知り、その時代背景の中で日蓮聖人の「旃陀羅が子なり」の発言がどのように捉えられていったのか考察する。また、穢多への偏見は、現在へ続く様々な社会問題を捉えていく上でも重要な事であると考ええる。

## 特殊部落の成立

中世の日本における最も大きい特徴は、武士が支配階級になったことである。公武の争闘の結果として、中央権力の崩壊となり、地方の権力の躍進がみられた。これにより、覇者の時代が開かれ、群雄が各地に割拠し、大領地制度が興った。

当時の社会階級は、貴族、平民、賤民の三層を形成していた。貴族は、前代の貴族の継続たる公家ならびに新興支配階級たる武家である。平民は、農民、商人、工匠などである。賤民は、穢多とこれに類するものである。当時の穢多の職業範囲は、極めて多岐に渡った。彼らは、キヨメ、河原者と呼ばれ、本来の賤業以外に、社寺都邑の掃除夫、井戸堀、駕輿丁、植木職、遊芸などの職をつとめた。掃除は、小法師などと呼ばれ当時の賤民の従事した職業中重要なものであった。また依然として人身売買は行われていた。

穢多に対する極端な賤視は、その穢物に触れ、あるいは殺傷、肉食を行った点から、仏教者ならびに両部神道家の忌む所となったのに起因する。穢多を侮蔑する感情を煽って一つの社会的規範ならしめた一因は、殺生禁忌の風を広めた仏教教団にもある。死牛馬の始末、汚物の取り片付け、境内内外の警邏掃除には必ず穢多の手を必要とした。

穢多の職業は、世人の嫌う職業であったので、これを独占した穢多は、各地において必要なものとして種々の特権を持って優遇された。小法師が禁中庭前の掃除の他に、藁箒やお召の草履を献上し、「御紋付」の提灯を許されたのはその顕著なものである。芝居の槽銭、市店の棚銭の徴集、その他地方によっても異なるが、種々の特権を与えられ、

また別に独占の工業を有していた。場合によっては相当裕福な生活を行え、行政の上でも放任された。服装にも過酷な干渉圧迫はなかった。

## 特殊部落の発達

室町時代の末期、戦国動乱の時代は下剋上の時代であった。士民は支配階級の脚下に不合理に置かれその存在は認められぬ代わりに、実力あるものは容易に凌駕してこれを征服し、やがて自らその支配の階級に上り得る自由の時代であった。しかし、徳川時代の幕開けと共にこの流れは一蹴され、封建制度を法制化し、専制的な中央集権の時代となった。

高橋貞樹著『被差別部落一千年史』の「近世封建の社会と社会階級」(二一五頁)に、「統治政策上から考えても、自己の支配を確実にするために、封建制度は武士階級にとって最も望ましい政治形態であった。それは厳しい組織の下に行われる一つの統治形式である。社会は領主による土地の領有上にその基礎をおいた。伝統的宗教思想は、この時代の支配階級に順応して変更された。その社会統制の根本的手段は武士階級の擁護にあるので、戦国時代の末期から都市の発達や商業の隆盛に伴う自由な風潮は、徳川氏の利己的な政策のために消え去ったのである」と述べられている。

階級制度が法制的に整頓されたことにより、士・農・工・商・穢多・非人の階級的障壁の苛酷な、あたかもインドのカースト制度のような身分制度が確立されたのである。

農民の地位は「胡麻の油と百姓は絞れば絞れるほど出るものなり」『西域物語』、「難儀にならぬほどにして気ままをさせぬが百姓どもへの慈悲なり」『徳川実紀』とあるように極めて劣悪であり、困窮を極めた。

穢多における奴隸的地位も悪化し、その極みに達した。穢多と非人は奴隸中の奴隸で、徳川幕府の階級政策の犠牲

となり苦汁をなめた。その経済的活動の範囲を制限されただけでなく、普通民との婚姻を禁じられ、人間としての待遇はされず家畜扱いされ、人間としての権利は悉く剥奪されていった。

## 穢多と非人の違い

穢多は先天的賤民と考えられて、絶対に自由民（自らの権利を自由に行使できる人民）となることは不可能であった。自由民も穢多となることはなかった。非人も本来非人とされたものもあるが、自由民が非人となり。非人が自由民となり得た。本来非人の他、自由民自ら非人を希望したもの、癩病患者、御定書第百三条（御仕置仕刑の事）に示された、非倫な情交、不義の情死未遂、主人と下女の情死未遂の際の主人、離縁をした妻を負傷させたもの、十五歳以下の無宿の盗などは非人とされた。非人でも十年以上非人小屋にいたものや、非人となっていた間に非人との子をもうけたものは、特別な場合を除いて自由民になることは不可能であった。非人は穢多が手工品や牛馬の皮革などを扱えたのに対し、主に施与を乞うのみであった。

## 穢多頭弾左衛門

上杉聰著『部落史がわかる』の「部落問題の本質とその現れ」（一五五頁）の中に弾左衛門についてのこぼれ話が載せられている。弾左衛門は江戸浅草に住し、関東一円に影響が及んだとされる穢多・非人頭として有名である。弾左衛門は、灯心を専売していた。灯心は、油を入れた皿にひたし、縁からのぞかせた先端に火をともし糸状のもので、油をよく吸い込む藁草の白い芯がこれに使用された。つまり、江戸城への上納をはじめ関東一円の夜の明かりは全て弾左衛門によって灯されたのである。このようなことから弾左衛門は、江戸城とのパイプをも持ち合わせていた。浅草の一区画に部下とともに住んでおり、これを囲内といい、地方の管轄下のものを合わせて差配場と言った。寛政十

二年八月の書上げによると、圈内なる手下が二百三十二戸、その内手代及び書役が七十戸、役人が六十戸で、その他に百六十五戸が平の者であった。弾左衛門差配下の関八州、甲斐、駿河、伊豆、陸奥の十二カ国の内、長吏が総戸数五千四百三十二戸あり、穢多・非人の総戸数は七千五百二十八戸に上った。彼の支配下には、猿舞わし、田楽、猿楽、遊女屋、湯屋、陰陽師、神子、筆結、墨師、弓矢師、襖師、表具師、石切師、左官、蠟燭屋など多岐に及んだ。京都にも、百九石七斗七升の朱印高を給せられ、山城から近江、摂津の一部まで統率した下村勝助という穢多頭がおり、二条城の掃除の公役を司っていた。しかし、一代限りで取り潰しになっている。

### 穢多に対する命の重さ

当時の穢多に対する命の重さをあらわす出来事が高橋貞樹著『被差別部落一千年史』の「穢多非人の処刑」の章(一四一頁)に述べられているので紹介する。

安政六年、江戸の山谷の真崎稲荷の初午の祭礼の日にそれは起こった。浅草亀岡町の穢多が一人参詣のために稲荷の鳥居をくぐった。山谷の無頼漢はこれを見つけて、「穢多が神詣りにきた、汚れる汚れる」と連呼し若者大勢を呼び集めて喧嘩を吹き掛けた。彼は言い放った。「俺だつて人間だ、神詣りするに何の不思議があるかい。」ところが言いも終わらぬうちに「畜生だ。殺してしまえ。」と叫びながら、寄つてたかつて袋叩きにしてついに殺してしまった。これを聞いた部落のものは憤慨し、弾左衛門を通じ手下人の処分を願ひ出た。度々の催促に白洲が開かれた。この時、奉行播磨守は言う。「およそ穢多の身分は平民の七分の一に相当する。穢多七人を殺すにあらざれば、町人一人の下手人を出すことはできぬ。一人の下手人が欲しくば、あと六人殺して来い。」これが最後の判決であった。

この出来事からもわかるように、一般の者が穢多に対した犯罪は咎められず、穢多が一般の者に対したときは嚴重に処罰されたことが多かった。

## 穢多寺院の成立

当時の人々にとってお寺や神道の祭りや行事というものは今日の我々が想像する以上に人々の生活に欠かせない大事なものであり、また楽しいものであったが、穢多はそこから締め出されることとなった。仏教では、穢多に近づくものをもって戒律に背くものとまで解され、また神道家の方でも同様に考えられていた。『神道柱立』には、「屠児は神国に住むといえども、神孫にあらず、故に神祭る事ならず、廁などに行きても手水せず、親族の忌服をうけず、また不浄を見て唾吐しを知らず」（玉田永教著、寛政十一年）とある。

このような時代に、浄土真宗は穢多の人々への布教を試みた。このことについて高橋貞樹著『被差別部落一千年史』の「仏徒の賤視観念煽動」の章（一四三頁）でこのような内容が述べられている。親鸞上人は、御同行御同胞と賤民の手を握り抱きあつて非人の差別なく教えを説き、祇園の犬神人の群を教化したと言われている。社会の圧迫侮辱を堪えがたきにまで受け、現実生活には絶望しか持てなかつた穢多の人々にとって、肉食妻帯を許し、共に阿弥陀仏を信じることを許す浄土真宗に帰依するのは自然なことであった。

被差別部落の起源に見る「旃陀羅が子なり」の一考察（Ⅰ）で示した図2の大正九年十二月の内務省の統計で、浄土真宗に穢多の信徒が群を抜いて多いことにもそれは見て取れる。徳川時代の中期には布教が広まり、浄土真宗の寺院が盛んに建立された。穢多の人々の信仰は厚く、一部落に八ヶ寺を有するところもあつたと言われている。こうして穢多寺の成立を見たのである。

## 大塩平八郎の乱と封建制度の崩壊

天保八年二月十九日、大塩平八郎の乱が起こった。全国的な飢饉の最中、豪商が役人と手を結び、米の買い占めを

行い、米価をつり上げたため町人が非常に困窮したことに憤りを感じ、大塩平八郎が反乱を起こしたのである。本来、大塩平八郎は幕府の政治を正し封建支配の再興を図ったのだが、結果として大塩の思いとは正反対のものとなった。幕府の役人が大阪で反乱を起こしたということで、天下を脅かし幕府の威信を失わせる要因となったのである。

幕府は、権威と政治を回復しようと天保十二年から水野忠邦による天保の改革を行なった。しかし、この改革は失敗に終わり、水野忠邦は三年で失脚した。

この頃になると、士農工商の身分制度に崩壊が生じてきた。士農工商という制度そのものは依然として存在していたが、武士の生活困窮、精神的墮落により、農民や町人が金銭を支払い武士になったり、武士が豪商から養子を迎え入れたりし、血筋の交換が行われた。その例としては、千葉周作は陸前の田舎医師の家からの出で、近藤勇や土方歳三は武州多摩郡の百姓の出であることからわかる。

このような幕藩体制の基礎をなす封建制度の崩壊を食い止めようと、幕府は特に穢多、非人に対して「穢多狩り」などの厳しい政策を打ち出した。また、服装においても干渉圧迫が生じ、和歌山藩では部落外へ出る時には、一目で穢多とわかるようにほうかむりを禁じ、土足で歩くことを命じている。

また、岡山藩では安政二年のお触書で部落民(穢多の人々の集落)の衣服を汚染めの茶色か藍染の紺色に限り、柄物は禁じ、雨天の時の外出は傘を許さず土足とすることを命じている。これに憤った部落民は、領内五十三ヶ村が嘆願書を出し、千数百人の穢多の人々がたち上がり、多くの犠牲者を出したが、藩は部落民の禁服反対の要求を黙認せざるを得なかった。藩は儉約令を実施できず御触書は撤廃された。これを汚染一揆という。首謀者は、獄中に入れられ、中には厳しい取り調べなどにより死亡する者もあった。この汚染一揆には、その当時の宗教界も関わっていた。

結局は、封建制度下において穢多という境遇を逃れるすべは、部落の脱走のみであった。

## 明治維新と部落

明治維新の革命が、徳川時代に醗酵した旧制度の弊害の多くを改廃した。明治二年三月の公議所において加藤弘之が「非人穢多御廃止の儀」を述べている。

「非人穢多の儀その縁由は確実に分兼候えども、到底人類に相違これなき者を人外の御取扱いに相成候は、甚だ以て天理に背き候儀、かつは方今外国と交際の時に方りてさような事そのままに成置かれ候ては、第一に国辱この上なき儀と奉存候。何卒御一新に方り右非人穢多の称廃止せられ、庶人に御加え相成よう仕り度、已に旧幕府にて昨春弾内記支配下の者穢多の称廃し候儀これありて候処、御一新に方りなお右様の儀に御心附これなく候わば、王政大御欠点と奉存候。右この度改めて庶民に御加えこれあり度奉存候。」

このように、士農工商も均しく人間で職業に貴賤なく、このような区別を設けるのは甚だ害であり、外国に対しても早くこの習弊を一変すべきことを述べている。また、江戸幕府への長年の功勞により昨春に穢多から普通民へと解放された弾左衛門配下のことを引合いにだし、穢多、非人を解放すべきことが、当然であると主張したのである。

そしてついに明治四年八月二十八日の大政官布告第六十一条の解放令を見るのである。

「穢多非人等の称を廃され候条目今身分職業共平民同様たるべき事、同日各府県への布達、穢多非人等の称廃され候条、一般民籍に編入し、身分職業共都て同一に相成候よう取扱うべし。尤も地租その他除<sup>レ</sup>の仕末もこれあり候わば、引直方見込取調、大藏省へ伺い出さすべき事」

かくして穢多、非人は封建的義務を撤廃せられ、法的に制限や束縛はなくなったのである。これにより平民と同様であることを法的に保証され、穢多二十八万三千三百一十一人、非人二万三千四百八十人、皮作等雑種七万九千九十五人、総計三十八万二千八百六十六人が解放されるに至ったのである。実際においては、穢多という名称は廃されたが、そ



の代わりに新平民という名称が使われることとなった。新しく平民籍に入ったので新平民に違いはないのであるが、その名称によって平民と区別され相変わらず疎外されたのである。つまり、一応の法的な解放はここにみたが、穢多に対する民衆の潜在的畏怖の意識が解消された訳ではなく、真の穢多解放に至った訳ではなかった。

## 日蓮教団と施陀羅問題

近世における施陀羅問題についての日蓮教団の動きを知ることには難しいが、仲尾俊博著『宗教の部落差別』の日蓮宗の章(二三五～二六七頁)で述べられている箇所が見られるので紹介したい。

江戸時代後期に、紀伊国紀州藩第七代藩主の徳川宗将(一七二〇～一七六五年)が日蓮教団を批判した『挫日蓮』、国学者・神道家である平田篤胤(一七七六～一八四三年)が著した『神敵二宗論』がある。

『挫日蓮』に次のようにある。

「日蓮はもと至極下賤の者の子なれば土民たりとも帰依すべき者にあらず、外道が佐渡書云日蓮今生には貧窮下賤の者と生、施陀羅の家より出たり文。うたがうところなく穢多の子なる事を、しかるを金山鈔に我祖の世姓は三国氏、父は遠州貫名の重実の子重忠、母は清原氏也文。これ大なるつくりことなり、東鑑、保元平治等にも遠州の太守に貫名となのれる者一人も無し、あとかたもなき偽なり、日蓮が閑邪陳善記にも日蓮か施陀羅の子なることは閉口してあらそわす笑う可、秋元抄に云身延の四山河の中に庵を結を乃至、自死鹿皮を衣とし文、けだものの皮をはぐ日蓮穢多の子のしるしなり、しかるに撰時抄云されは日蓮は当帝の父母乃至漢土月支にも一閩浮提の内にも肩をならぶ者あるべからず、又云日蓮は日本国の棟梁なり文、これもつたい無き悪口なり、日本の棟梁などと云て愚人をだまし朝敵の大将とならん志なるべし穢多の子にてかかるぞう言う吐く、天子將軍をかるしめ奉こと言語につくしがたき大悪人なり」

ここでは日蓮を「穢多の子」としている。また、『秋元殿御書』に「自死の鹿の皮を衣とし」の文から「けだもの、皮をはぐ、日蓮穢多の子のしるしなり」としている。さらに、穢多の子である日蓮が日本の棟梁であると大言しているが、これは天子将軍を軽んじている大悪人の仕業であるとしている。

また、平田篤胤は神道の立場から、この『挫日蓮』を受け継いだ形で批判している。彼は、「日蓮のような正直な人が穢多の子でなかったら、旃陀羅が子というはずがない」とし、日蓮は賤しい穢多の出身で、その教えも賤しい教えであるとしたのである。

徳川宗将は、日本の棟梁は將軍家である徳川家であり日蓮が日本の棟梁とは何事か、日蓮の思想が反幕府の思想となりうるという思いが伺える。また、平田篤胤にしても神道の立場から当時信仰されていた神仏習合の三十番神信仰への批判が根底にあるのではないかと思われる。

これに対して、寛永四年に立真齋が『挫日蓮笑解』を著して、旃陀羅は殺者で漁人のことで、しかも世系正しい三国氏であって決して賤しい穢多でないとしている。「日蓮が鹿衣を着たから穢多であるとはとんでもない。孔子様は羔裘や鹿裘は礼服だと仰っている。だから法華の棟梁である日蓮様の鹿衣を穢多の証拠と決めつけるのは学問の無い者の言うことである」とし、「日蓮は穢多の子ではなく漁民の子である」としている。

このような日蓮聖人の出自について、穢多の子という批判に対して日蓮は穢多の子ではないという主張を構築していく中で、逆に穢多である人々を蔑ろにしてしまう結果を招いたことは残念なことである。

『日本思想闘争史料』には、本願寺の良田が、日蓮は旃陀羅の子であり、このような旃陀羅の賤しい素性の者は四姓外の者で出家はできない。すなわち日蓮は一人前の僧侶とはいえない、と主張し、これに対して日蓮教団側からの反論が記されている。

「日蓮が自ら旃陀羅の子じゃと云て置た。(中略)是を否な事に思ふならば仏は好まぬが宜い。なぜならば斯やうに

素性の早(卑)き者でも構わぬが仏道の本意ではないか。」としたが、これに対して更に良円側は「出家は四姓の素性のわかった者だけができるのであり、施陀羅は四姓の外、アウトカーストであるから出家はできない。また、穢多は人間外だから差別されて当然で、賤しい者は出家することは出来ない」としたのである。

仏教の本意は「人は生まれによって賤しい者となるのではない。生まれによって尊い者となるのではない。人は行いによって賤しい者ともなり、行いによって尊い者となるのである。」ということである。日蓮聖人がどのような出自であったとしてもその本意は変わりないという主張を大事にすべきではなからうか。

## まとめ

同じ人種でありながら他から差別され、人間でありながら人間として扱われない穢多の悲惨なる実状を作り上げたのは殺生禁忌を重んじる仏教教団に起因し、江戸幕府の封建制度を要因に確固なるものとして確立されたと言える。

その中において仏教本来の本意は歪曲され、穢多を戒律に背くものとして排除している。当時の情勢に於いて教団存続、拡張のために必要なことであったかもしれないが、仏教の本質を離れた行為であり、反省すべき点がある。

『被差別部落の起源に見る「施陀羅が子なり」の一考察(Ⅰ)』でも述べたように、日蓮聖人は、父母の成仏、自身成仏を見据えた時、仏教において卑賤視されている施陀羅も救済の対象としたのである。これこそが、聖人の一切衆生を成仏させんとの大慈悲と、仏法の本源的な平等観の深さではなからうか。

部落問題をはじめ様々な人権問題が現代においても山積している。例えば、先日、原発立地地域の福井県から他県へ嫁入りしようとした娘さんが、相手方の両親に挨拶に行った際、放射能を浴びている地域の人と息子を結婚させるわけにはいかないと破談になったという報告を伺った。このことは、部落問題と同じような差別構造を生じさせる可能性がある。我々は、今一度部落問題を通じ、これから起こりうる人権問題に注視し、布教活動の中で日蓮聖人の本

意を組入れ、人権啓発を喚起しなければならない。

注記、明治維新政府は一八七一年（明治四年）八月二十八日の太政官布告（賤民解放令）により、「穢多・非人」身分を廃止し「新平民」とした。それ以後「新平民」という呼称が用いられていたが、使用がはばかれるほどの蔑称となっていた。一九〇一年「明治三四年度奈良県学事年報」を初見に（諸説あり）、「特殊部落」の呼称が使用されるようになった。しかし、「特殊部落」の呼称も次第に蔑称として使われたことから、歴史学者井上清が一九五四年の論文で、「被差別部落」の語を考案した。近年は人々が和合するという意味がある「同情融和」、「同胞一和」という語を略する形で「同和」という語が用いられている。この言葉は、摂政宮裕仁が即位される際に言われた『群臣百官二賜ハリタル勅語』の「……人心惟レ同シク民風惟レ和シ況ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ……」から付けられたと言われている。主に部落差別の解放や解消を目指す諸問題に用いられる。

本文中には時代背景を考慮し、あえて「穢多」「新平民」「特殊部落」の呼称を使用している箇所があることをご容赦下さい。

### 参考文献

- |               |          |        |
|---------------|----------|--------|
| 『被差別部落一千年史』   | 高橋貞樹著    | 岩波文庫   |
| 『宗教と部落差別』     | 中尾俊博著    | 柏書房    |
| 『日本歴史の中の被差別民』 | 網野善彦著他   | 新人物往来社 |
| 『部落史がかわる』     | 上杉聰著     | 三一書房   |
| 『被差別部落の歴史』    | 原田伴彦著    | 朝日選書   |
| 『被差別部落史の研究』   | 山本尚友著    | 岩田書院   |
| 『人権シリーズ』      | 日蓮宗人権対策室 | 日蓮宗宗務院 |